

# 成年後見制度利用促進

## ニュースレターIN埼玉

第9号

発行/埼玉県、埼玉県社会福祉協議会

彩の国  埼玉県

埼玉県と埼玉県社会福祉協議会では令和2年度から、年に数回ニュースレターを共同発行し、成年後見制度利用促進に向けた県内の取組状況等をお知らせしています。

第9号では、中核機関立ち上げ支援の状況報告やなんでも相談会の開催についてお伝えします。

### ～本号の掲載内容～

- (P1～P2) 中核機関立ち上げ支援(市町村訪問・勉強会)
- (P2) 埼玉県主催 成年後見制度利用促進・体制整備研修実施報告 ・お知らせ「成年後見なんでも電話相談」を開催します ・お知らせ 成年後見制度利用促進アドバイザー派遣制度について
- (P3) 地区協議会日程、法人後見実施社協等連絡会議報告
- (P3) 家裁、県、県社協の連絡先

## 中核機関立ち上げ支援(市町村訪問・勉強会)

県地域包括ケア課と県社協権利擁護センターは、合同で市町村を訪問し、中核機関の立上げ、基本計画の策定、法人後見等に関する勉強会を行っています。今年度のこれまでの訪問概況を報告します。

令和4年7月11日(月)

- ①滑川町・滑川町社会福祉協議会
- ②嵐山町・嵐山町社会福祉協議会

令和4年8月31日(水)

- ③東秩父村・東秩父村社会福祉協議会

### ▶勉強会の概要

訪問先の希望・状況に沿って、県地域包括ケア課から、主に第2期基本計画の概要や体制整備の必要性、県内の整備状況、中核機関の設置などについて、県社協からは、家裁との連携や法人後見の実施などについて概要説明を行いました。

続いて、質疑応答や意見・情報交換を行い、今後の体制整備等の取組の参考とし、契機としていただけるよう努めました。

**【滑川町】** 高齢化率は上昇傾向にはあるものの比較的若い世代の住民も約22%と増えていることから、滑川町の外に住む親について、成年後見制度の利用についての相談が多く寄せられるということです。

現在、高齢・障害の担当課、地域包括支援センターの連携による相談対応等が行われており、マッチングを含めたきめ細かな対応が行われていることを確認する一方、今後増大することが予測される利用者とその家族を円滑に支援するために、滑川町においても専門職との連携がとれた中核機関の設置を進めることが必要であるとの認識が示されました。

**【嵐山町】** 高齢化率は30%を超え年々上昇しており、成年後見制度利用促進、体制整備の必要性を強く意識しての勉強会実施となりました。町においては、高齢・障害の担当課、地域包括支援センターが連携して、相談対応からマッチングまでの対応を行っています。

▶質問「中核機関が行う仕事は町でほぼ対応していますが、それでも中核として整備する必要はあるのでしょうか。」

▶**回答**「整備する必要があります。中核機関は、自治体が設置したという認識・決定があれば設置したこととなりますが、担当課等による申し合わせのみでは、職員の異動などに伴い、形骸化したりなくなっていたりする恐れがありますので、基本計画に盛り込んだり、要綱で定めるなどの整理がされていることが望ましいと考えられます。地域連携ネットワークの構築と中核機関の整備に向けて、関係機関の協力体制を図に落とししてみるなど、仕組みや流れを整理、検討されてみてはいかがでしょうか。」（下記ニュースレター第2号、第12号QA及び「市町村成年後見制度利用促進基本計画策定の手引き」P7をご参照ください）

【**東秩父村**】今回は、初めて村長申立ての必要が生じたことを契機に勉強会の実施となりました。成年後見制度の申立て、利用者数ともに、件数としては多くはありませんが、高齢化率が40%台にある状況等を背景に、今後の需要増が見込まれることから、体制整備の必要性が認識されています。

▶**質問**「マッチング（受任調整）の必要性は？」

▶**回答**「首長申立てや行政で申立て支援が必要な場合など、地域で、本人をよく知る、本人に適した後見人等候補者を推薦できれば、家裁で選任される後見人等とのミスマッチが少なくなり、本人の満足度も向上する可能性が高くなります（注：ただし推薦した候補者が選任されない場合もあります）。推薦する候補者が見つからない場合は、家裁において専門家の後見人等が選任されます。」（下記ニュースレター第6号QAをご参照ください）

### ●「成年後見制度利用促進ニュースレター及びよくあるQ&A」

体制整備の疑問が生じたときに参考になります！次を検索して御活用ください。

①「厚生労働省 成年後見制度利用促進」のホームページ上「ニュースレター」

②「成年後見はわかり」サイト「自治体・中核機関の皆様へ」

同サイトにはこのほかにも利用促進の様々な情報や研修内容が提供されています。

## 【埼玉県主催 成年後見制度利用促進・体制整備研修実施報告】

市町村、市町村社協、中核機関受託団体の担当者を対象に、オンラインにて開催しました。

第1回：令和4年9月6日（火） 9：00～12：00 参加者数：133人

内容：厚生労働省講義動画 「第二期基本計画の策定について」  
「成年後見制度利用促進法と基本計画について」

第2回：令和4年9月6日（火） 13：10～16：30（市町村長申立担当職員研修）

内容：「市町村長申立ての手順について」

講師：埼玉司法書士会会長 柴 由之氏

参加者数：114人

※第2回研修は、YouTubeで配信予定です。準備が整い次第、通知します。

## 【お知らせ】「成年後見なんでも電話相談」を開催します

令和4年10月22日（土）に昨年度に引き続き「成年後見なんでも電話相談」を開催し、県民への制度の周知を図ります。成年後見制度に詳しい弁護士、司法書士、社会福祉士がお答えします。

日 時：令和4年10月22日（土） 10時00分～16時00分

電話番号：048-845-3185（当日のみ）

主 催：埼玉県、埼玉弁護士会、埼玉司法書士会、公益社団法人埼玉県社会福祉士会

後援・協力：社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会

## 【お知らせ】成年後見制度利用促進アドバイザー派遣制度について

（準備中）成年後見制度の利用促進に関する市町村の取組を支援するため、体制整備または困難事案について、専門家の助言を必要とする場合に、県からアドバイザーを派遣します。準備が整い次第、市町村等へ通知します。

## 地区協議会日程

令和4年度の開催予定は、以下のとおりです。現在、幹事市町村により日程調整、内容の検討など準備が進められています。

さらに今年度は、埼玉県司法書士会の成年後見制度利用促進対応委員会の取組により、7地区において、実務的な意見交換会やグループワークなどが予定または検討されており、地区協議会と一体的に行われます。

市町村をはじめ、関係の皆様の御協力をお願いいたします。

～開催予定（幹事市町）～

10月17日（月）さいたま地区（和光市） 11月 9日（水）秩父地区（小鹿野町）

11月10日（木）越谷地区（三郷市） 1月17日（火）熊谷地区（深谷市）

～調整中～

久喜地区（宮代町）、川越地区（鶴ヶ島市）、飯能地区（毛呂山町）

## 法人後見実施社協等連絡会議報告

日 時：令和4年7月21日（木）13：30～16：30（予定）  
実施方法：オンライン（Zoom）（配信場所：彩の国すこやかプラザ内）

法人後見を実施している社協等を対象に令和4年7月21日（木）オンラインにより開催しました。参加者は、29社協42名の参加がありました。

研修内容は、最初、今年4月に実施した市町村社協の成年後見事業の実施状況結果について、本会から説明を行いました。次の講義は、関東信越税理士会埼玉県支部連合会公益活動対策委員兼大宮支部公益活動対策部長の有賀信一氏と関東信越税理士会大宮支部公益活動対策副部長の須田悦夫氏から税理士の視点から成年後見活動に関わっている事例を踏まえ、「相続が発生した場合に法人後見人としてなすべきこと」というテーマで、相続が発生した際の相続税の申告等難しい内容をわかりやすく資料をもとに説明をしていただきました。情報交換においては、「法人後見業務実施上の課題について、7グループに分かれ情報交換を行いました。日頃の後見業務で困っていること、改善していきたいことについて有意義な情報交換会を実施することができました。

時間	内容
13：30～13：35 (5分)	開会 オリエンテーション
13：35～13：50 (15分)	事業説明「成年後見制度利用促進の取組と動向」 社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会 権利擁護センター 所長 小川 晴司
13：50～15：20 (90分)	講義「相続が発生した場合に法人後見人としてなすべきこと」 講師 関東信越税理士会埼玉県支部連合会 公益活動対策委員兼大宮支部公益活動対策部長 有賀 信一 氏 関東信越税理士会大宮支部 公益活動対策部 副部長 須田 悦夫 氏
15：20～15：30 (10分)	【休 憩】
15：30～16：30 (60分)	情報交換「法人後見業務実施上の課題について」
16：30	閉 会

### 家庭裁判所・県・県社協 連絡先

各家庭裁判所	本庁後見センター	越谷支部後見係	川越支部後見係
	担当：主任書記官 柏木 TEL：048-863-8816	担当：主任書記官 菅原 TEL：048-910-0123	担当：主任書記官 松下 TEL：049-273-3041
飯能出張所	熊谷支部	秩父支部	久喜出張所
担当：主任書記官 深沢 TEL：042-972-2342	担当：主任書記官 飯田 TEL：048-500-3113	担当：主任書記官 石塚 TEL：0494-22-0226	担当：主任書記官 関根 TEL：0480-21-0157
埼玉県福祉部地域包括ケア課		埼玉県社会福祉協議会権利擁護センター	
担当：川端、松山、大野 TEL：048-830-3251 FAX：048-830-4781		担当：神谷、高山、小嶋 TEL：048-822-1194 FAX：048-822-1406	